



## 座間味村低所得者世帯家計支援給付金のお知らせ

物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得者世帯へ臨時的な措置として給付金を支給します。

### 支給対象者

令和5年6月1日時点の住民登録基準日とする、

低所得者(非課税)世帯

支給額：1世帯当たり 一律 **3万円**

### 給付金の支給手続き

- ▶ 対象者には申請書を郵送しますので申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに座間味村総務課**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。
- ▶ 令和5年6月1日基準に1月1日以降に転入された方には個別で申請が必要となります。総務課までご相談ください。
- ▶ 申請開始日は発送をもって開始となります。
- ▶ 申請受付期限 令和5年9月29日(金)消印有効

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 座間味村 総務課 低所得者世帯家計給付金係

TEL:098-987-2311

(受付時間:平日09:00~17:00)